保険·年金 フォーカス

保険・年金 保険募集ルールの整備

他業態と平仄を合わせた保険業法の改正

保険研究部 上席研究員 小林 雅史 (03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1---はじめに

2012 年4月 11 日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲の在り方」および「必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方」等について、規制の全体像を視野に入れつつ検討すべき旨の諮問がなされた。

諮問事項を検討するため、金融審議会に「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」が設置され、2012 年 6 月 7 日から 2013 年 6 月 7 日まで 16 回の審議を重ね、報告書「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」がまとめられた(このうち、商品・サービス面での提言については、拙稿「保険金の直接支払いサービスー金融審議会報告書と各生損保の事例」 1 参照)。

これを受け、「保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとする」ために、保険業法の一部改正案が2014年3月14日閣議決定され、同日現在開催されている第186回国会に提出された。

本レポートでは、保険募集に関する部分についての報告書の概要および保険業法の一部改正案について、それぞれ紹介することとしたい。

2---ワーキンググループ報告書「新しい保険商品・サービス及び募集ルールの あり方について」の概要

1 保険募集に関する規制の再編成の提言

ワーキング・グループ報告書「新しい保険商品・サービス及び募集ルールの あり方について」(以

1

¹ http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2013/focus130625.html

下、「報告書」という)においては、保険募集に関する規定の現状について、「現行の保険業法におけ る保険募集に係る規制は、①保険会社、保険募集人に対する一定の行為の禁止、②保険会社にかかる 体制整備義務から成り立っており、これらの法規制を根拠として契約概要及び注意喚起情報、意向確 認書面の使用など、募集手続における各種の具体的義務が定められている。上記①については昭和23 年に制定された保険募集の取締に関する法律(昭和23年法律第171号)から受け継がれたものであ り、②については平成10年の金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年 法律第 107 号)において導入されたものであるが、保険募集に係る新たな規律付けが必要となった場 合であって、①による対応が難しいものについては、②に基づき、保険会社に保険募集人への管理・ 指導を義務づけることによって対応してきており、このような基本的な構造自体は平成 10 年以来変 わっていない」としている。

募集チャネルの多様化や、「銀行や証券の分野においては、保険業法とは異なり、銀行法や金融商品 取引法において、一定の行為の禁止や体制整備義務にとどまらず、積極的な情報提供義務(契約締結 前書面交付義務等も含む。)が法定されている」ことも踏まえ、「保険募集の規制のあり方を、販売チ ャネルの変化をはじめとする募集実態の変化に対応できるよう、(1)情報提供義務等、保険募集全体に 通じる基本的なルールを法律で明確に定めるとともに、(2)保険会社を主な規制対象とする現行法の体 系を改め、保険募集人自身も保険会社と並ぶ募集ルールの主要な遵守主体とする法体系へと移行する 必要がある」としている。

2 | 意向把握義務の規定化

報告書においては、「保険募集に当たっては、募集人が顧客の抱えているリスクやそれを踏まえた保 険のニーズを的確に把握した上で当該ニーズに沿った商品を提案・分かりやすく説明することを通じ、 顧客が、自らの抱えているリスクやそれを踏まえた保険のニーズに当該商品が対応しているかどうか を判断して保険契約を締結することの確保が重要」として、「現在は、保険会社の体制整備義務に基づ いて意向確認書面の使用が定められており、顧客自身が契約締結前の段階で、推奨された保険商品と 自らのニーズが合致しているかについて、最終確認の機会が設けられている」とされている。

ここで「保険会社の体制整備義務」とは、報告書にもあるとおり、1998年6月に公布された「金融 システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」の中で、保険業法第100条の2として追加さ れた「業務運営に関する措置」を指しており2、この規定によって、2007年4月から「保険会社向け の総合的な監督指針」において「意向確認書面」などの顧客への交付が求められたものである(こう した経緯の詳細については、拙稿「顧客への約款等の開示についてーインターネットによる開示の動 向一」³参照)。

ただ、「昨今、当該手続については導入時に求められた効果が必ずしも十分には発揮されていない、

² 現行条文は「保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定め るところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱 い、その業務を第三者に委託する場合(当該業務が第275条第3項の規定により第三者に再委託される場合を含む。)に おける当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない」となっている。

http://www.nli-research.co.jp/report/report/2009/12/repo0912-2.pdf.

との指摘がある」ことを踏まえ、「『保険会社又は保険募集人は、保険募集に際して、顧客の意向を把 握し、当該意向に沿った商品を提案し、当該商品について当該意向とどのように対応しているかも含 めて分かりやすく説明することにより、顧客自身が自らの意向に沿っているものであることを認識し た上で保険加入できるようにする必要がある』との趣旨の義務規定を法律上設けることが適当である」 とされたものである。

3 情報提供義務の明示

報告書において、「保険募集における顧客への商品情報の提供について、現在は、法第 300 条にお いて保険募集に関して保険契約者又は被保険者に対して『保険契約の契約条項のうち重要な事項を告 げない行為』が禁止され、当該規定の違反は刑事罰の対象となっている。さらに、上記2-1のとお り、当該禁止行為に基づき、監督指針において、「契約概要」及び「注意喚起情報」の交付義務が定め られている」とされているとおり、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正により、2006 年4月 から「契約概要」(顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報)、「注意喚起情報」(顧客に対 して注意喚起すべき情報)が導入された。

報告書では、「保険業法において積極的な情報提供義務が規定されていないことに関して、一般には、 保険よりも顧客が理解しやすいと考えられる預金等について情報提供が義務付けられていることとバ ランスを欠いている、との指摘もある」として、「保険会社や保険募集人が保険募集を行う際の情報提 供義務について明示的に法令において位置づけることが適当である」とされた(なお、意向把握義務・ 情報提供義務については、保険会社のみならず保険募集人にも課される)。

4 | 保険募集人や乗合代理店などに関する規制の新設

報告書において、「募集形態の多様化により、保険会社と保険募集人の関係も多様化しており、保険 募集人独自の判断で複数保険会社商品の比較推奨販売を行ったり、募集に関連する業務の一部をアウ トソーシングしたりするなど、ある特定の保険会社が保険募集人の全容を把握し、管理・指導を行う という、法が想定していたケースに必ずしも当てはまらない場合が増えつつある」として、意向把握 義務・情報提供義務および体制整備義務が課された。

さらに、「乗合代理店の中には、『公平・中立』を標榜して複数の保険会社の商品の中から、顧客の ニーズを踏まえて商品を販売するものもある」が、「法令上は、保険会社から独立した立場で募集行為 を行う保険仲立人とは異なり、乗合代理店はあくまでも保険会社から委託を受けて保険募集を行う者 として位置付けられており、『公平・中立』な立場で募集を行うことが担保されているわけではない」 ことから、複数保険会社間の商品比較・推奨販売を行う乗合代理店に対して、情報提供義務等の一環 として、「①当該乗合代理店が取り扱う商品のうち、比較可能な商品の全容を明示」することと、「② 特定の商品を提示・推奨する際には、当該推奨理由を分かりやすく説明する」ことを求めた。

また、乗合代理店の立場等について顧客の誤認を防止する観点から、「①乗合代理店は、法律上は 保険会社側の代理店であるという自らの立場について明示する」ことを求めるとともに、「②保険会 社の代理店としての立場を誤解させるような表示を行うことを禁止する」ことが適当であるとされた。 合わせて、保険仲立人に係る規制のうち、契約手続の簡素化、供託金の最低金額の引下げなども提 言されている。

3-保険業法の一部改正案の概要

現行の保険業法第 294 条(顧客に対する説明) [保険募集人が、保険募集の際に、所属保険会社等 の商号、名称などを提示することを求める条項〕について、第294条(情報の提供)とタイトルを変 更した上で、第1項で、保険会社、保険募集人などに対し、保険募集の際に、「保険契約者等の保護に 資するため、内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき 情報の提供を行なわなければならない」と定めている(現行条文は第3項に規定)。

さらに、第294条の2(顧客の意向の把握等)が新設され、保険会社、保険募集人などに対し、保 |険募集の際に、「顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等 (保険契約の締結又は保険契約 への加入をいう。以下この条において同じ。)の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結 等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行 なわなければならない」としている。

また、第294条の3(業務運営に関する措置)が新設され、保険募集人の体制整備義務が規定され る(同条において、乗合代理店の説明義務も規定)などの改正も行なわれている。

こうした改正は、一部の項目を除き、法律の公布の日から2年以内の政令で定める日から施行され るものとされている。

4---おわりに

金融庁のホームページに示されている「保険業法等の一部を改正する法律案の概要」においては、 「保険募集の基本的ルールの創設」として、「意向把握義務」、「情報提供義務」の導入といった表現や、 「保険募集人に対する規制の整備」として、「『保険募集人』に対し募集の実態に応じた体制整備を義 務付ける規制を導入」といった表現がある。

もちろん、こうした条文が法律として新設されるわけだが、上記のとおり、「意向把握義務」、「情報 提供義務」は、現行保険業法第100条の2や保険業法第300条にもとづいた「保険会社向けの総合的 な監督指針」においてすでに保険会社に課されており、「保険募集の基本的ルールの創設」というより は、銀行法や金融商品取引法と平仄を合わせる形で、保険業法という法律の規定としてあらためて明 確に定められたという理解が妥当であろう(これに対し、保険募集人の体制整備義務は、従来なかっ たものが新設されたものである)。

報告書においても示されている過去の経緯について十分理解されずに、保険会社などに「意向把握 義務」、「情報提供義務」が新たに課されるというルールが創設されたものと捉えられた場合、保険に ついては、あたかも消費者保護ルールが現在不十分であり、今回の法整備によりようやく銀行・証券 並みとなるとの誤った印象を与えかねないものと危惧される。